

荏田南自治会館利用規約

(前文)

昭和62年に荏田南五丁目の青木泰治氏から寄贈された荏田南自治会館は、同年横浜市に無償譲渡されました。その後、横浜市は、その管理運営を荏田南四丁目と荏田南五丁目の両自治会に委託して今日に至っている。

(目的)

第1条 この規約は、荏田南自治会館(以下「会館」という)の管理・運営に関する事項を定める。

(運営委員会)

第2条 会館の運営を民主的に行うため自治会館運営委員会(以下「委員会」という)を組織する。

- (1) 委員会は、会館運営の管理権を持つ。
- (2) 委員会の構成は、荏田南四丁目自治会、荏田南五丁目自治会(以下「両自治会」という)などの役員等により組織する。
- (3) 委員会の委員長は、委員会で合議し決定する。
- (4) 委員会の運営などについては、別途細則にて定める。

(会館の管理)

第3条 会館の管理は、委員会が当たり、主に次の業務を行う。なお両自治会も協力することとする。

- (1) 会館および付属する設備の保守・整備と維持管理
- (2) 会館の鍵の管理、会館利用の申請受付・承認、利用料の徴収、経費収支状況の管理
- (3) その他、委員会が決定した事項

(会館の利用申請および利用者の資格)

第4条 会館の利用を希望する者は、委員会に申請し承認を受ける。

- (1) 会館を利用できる者は、原則両自治会の会員とする。但し委員会で認めた場合はこの限りではない。
- (2) 申請手続き、利用時間、利用料金などについては、別途細則にて定める。

(会館の利用禁止・制限)

第5条 次の事項に該当する場合は、会館の利用を認めない。

- (1) 会館等を損傷する、騒音を発生する恐れがある場合
- (2) 営利、政治活動、宗教活動等を目的とする場合
- (3) その他、委員会が会館の使用を不相当と判断した場合

(利用者の義務)

第6条 会館の利用者は次の事項を厳守し、その利用により生じた問題については一切の損害賠償責任等を負うものとする。

- (1) 厨房以外で火気・ガスを使用しないこと、および外部からの調理用器具等持ち込み禁止
- (2) 館内で喫煙しないこと
- (3) 器具、備品等を丁寧に取り扱い、室内を汚損しないこと
- (4) 利用後は、後片付けおよび館内清掃を必ず行い、テーブル使用後は必ず拭く、ゴミはすべて持ち帰ること
- (5) エアコン・換気扇・電灯・室内およびトイレ等の電源スイッチ、水道、窓・玄関の戸締り確認を必ず行うこと

(その他)

第7条 この規約の改廃は、委員会の議決により決定する。

(付則)

この規約は、平成31年4月1日から施行する。